

パーソナルデータの適正な利活用の
在り方に関する実態調査（令和元年度）
報告書

< 別添資料 > 事例集

令和2年3月

株式会社 野村総合研究所

事例集 目次

事例 1 生命保険会社による健康データ等の利活用事例	3
1. 活用の実績	3
2. 実施方法と工夫点	4
2-1. 匿名加工情報の適正な加工	4
2-1-1. 具体的な加工方法	4
2-1-2. 加工における工夫点	4
2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置	5
2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点	5
2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点	5
2-3. 匿名加工情報の作成時の公表	6
2-3-1. 作成時の公表における工夫点	6
2-4. 匿名加工情報の第三者提供	6
2-4-1. 第三者提供における工夫点	6
2-5. 識別行為の禁止	6
2-5-1. 社内における工夫点	6
2-5-2. 第三者提供先における工夫点	6
3. 今後の予定等	6
事例 2 医療 DB 事業者による医療データの利活用事例	8
1. 活用の実績	8
2. 実施方法と工夫点	8
2-1. 匿名加工情報の適正な加工	8
2-1-1. 具体的な加工方法	8
2-1-2. 加工における工夫点	9
2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置	10
2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点	10
2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点	10
2-3. 匿名加工情報の作成時の公表	10
2-3-1. 作成時の公表における工夫点	10
2-4. 匿名加工情報の第三者提供	11
2-4-1. 第三者提供における工夫点	11
2-5. 識別行為の禁止	11
2-5-1. 社内における工夫点	11
3. 今後の予定等	11

事例 3 製薬企業による医療データの利活用事例	12
1. 活用の実績	12
2. 実施方法と工夫点	12
2-1. 匿名加工情報の適正な加工	12
2-1-1. 具体的な加工方法	12
2-1-2. 加工における工夫点	13
2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置	13
2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点	13
2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点	13
2-3. 匿名加工情報の作成時の公表	13
2-3-1. 作成時の公表における工夫点	13
2-4. 匿名加工情報の第三者提供	14
2-4-1. 第三者提供における工夫点	14
2-5. 識別行為の禁止	14
2-5-1. 社内における工夫点	14
2-5-2. 第三者提供時の工夫点	14
3. 今後の予定等	14
事例 4 不動産開発事業者によるポイントカードデータの利活用事例	15
1. 活用の実績	15
2. 実施方法と工夫点	15
2-1. 匿名加工情報の適正な加工	15
2-1-1. 具体的な加工方法	15
2-1-2. 加工における工夫点	16
2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置	16
2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点	16
2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点	16
2-3. 匿名加工情報の作成時の公表	17
2-3-1. 作成時の公表における工夫点	17
2-4. 匿名加工情報の第三者提供	17
2-4-1. 第三者提供における工夫点	17
2-5. 識別行為の禁止	17
2-5-1. 社内における工夫点	17
3. 今後の予定等	17
事例 5 住宅事業者による電力データの提供事例	18
1. 活用の実績	18

2. 実施方法と工夫点	18
2-1. 匿名加工情報の適正な加工	18
2-1-1. 具体的な加工方法	18
2-1-2. 加工における工夫点	19
2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置	20
2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点	20
2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点	20
2-3. 匿名加工情報の作成時の公表	20
2-3-1. 作成時の公表における工夫点	20
2-4. 匿名加工情報の第三者提供	21
2-4-1. 第三者提供における工夫点	21
2-5. 識別行為の禁止	21
2-5-1. 社内における工夫点	21
3. 今後の予定等	21

本事例集は、匿名加工情報等の利活用実態についてヒアリング調査を実施した各事業者が、実際に行っていた取組を事例毎に整理したものである。本事例集に記載された加工方法の具体的な手法は、各事例において用いられた加工方法の手法の例を紹介したものである。ただし、匿名加工情報を作成するに際しては、個人情報保護法施行規則19条に規定された措置を講ずる必要があるところ、同規則19条1号から4号の加工を施してもなお、「特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の個人情報を復元できる状態である」場合には、同条5号に基づいて、追加で措置を講ずる必要がある。そして、この同条5号に基づいて追加で講ずべき措置は、個別の事案に応じて、異なり得るものである。したがって、本件事例集に掲載された事例はもちろん、これを参考に匿名加工情報を作成する場合には、本事例集に記載された加工方法の手法を参考にしつつも、これに限定されることなく、個別かつ慎重に、同規則19条に規定された措置を検討する必要があることに留意していただきたい。

本文中の用語を以下のとおり定義する。

<用語の定義>

用語	説明
法	個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）
政令	個人情報の保護に関する法律施行令
規則	個人情報の保護に関する法律施行規則
ガイドライン	個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」平成 28 年 11 月（平成 29 年 3 月一部改正）
個人情報保護委員会 Q&A	個人情報保護委員会「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A」平成 29 年 2 月 16 日（平成 30 年 12 月 25 日更新）
事務局レポート	個人情報保護委員会事務局「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」2017 年 2 月
トップコーディング	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる数値に対して、特に大きい数値をまとめることとするもの。例えば、年齢に関するデータで、80 歳以上の数値データを「80 歳以上」というデータにまとめることを指す。
ボトムコーディング	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる数値に対して、特に小さい数値をまとめることとするもの。例えば、年齢に関するデータで、15 歳未満の数値データを「15 歳未満」というデータにまとめることを指す。
k-匿名化	パーソナルデータに対して他の情報との照合から個人特定を防ぐ技術。準識別子（同一属性）のデータが k 件以上になるようデータを変換し、個人が特定される確率を k 分の 1 以下に低減して特定を困難にするもの。
ソルト	仮 ID 生成に当たっては、（氏名＋秘密の文字列）（氏名＋電子メールアドレス＋秘密の文字列）といったように、鍵となる秘密の文字列を付加した上でハッシュ関数による変換をすることが望ましいとされており、ソルトとはこの秘密の文字列を指す。

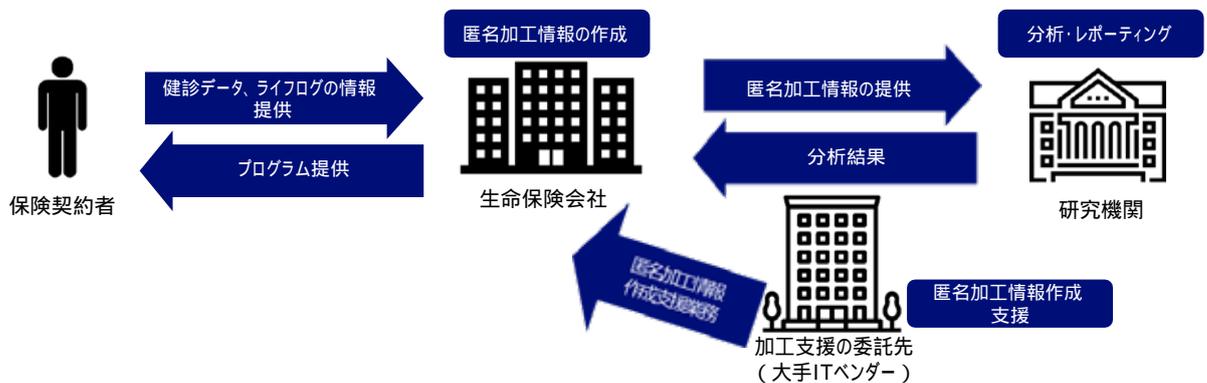
事例 1 生命保険会社による健康データ等の利活用事例

1. 活用の実績

本事例では、生命保険会社が保険商品等を通じて収集した健診データ等を匿名加工し、外部研究機関に第三者提供し共同研究を行っている。生命保険会社は、保険契約者（＝被保険者）が健診データやライフログ（運動結果等）の提出をアプリ等で行うと、その結果に応じた便益の提供により健康増進を促すプログラムを提供している。個人がプログラムに参加する際には、要配慮個人情報を含む個人情報の利用許諾を取っており、生命保険会社は個人情報を活用したサービスを提供することができる。このようなサービスを生命保険会社が提供することにより、顧客にとっての健康増進および満足度の向上を図るとともに、商品の差別化が図られ競争力向上につながると考えている。

このようなサービスを提供する中で、プログラム参加者向けにさらに付加価値の高い健康管理と健康増進のプログラムを提供していくことを目的として、「このような状況にあった個人は、このような運動をしたら、検査値がこのように変わる可能性が高い」、「今後このままでは検査値はこのように変化していく可能性が高い」といった健診結果数値の予測等を行うことを目指している。このような分析は自社単独では困難と考へ、プログラム参加者の健診データ等を匿名加工し、外部研究機関に第三者提供し共同研究を実施している。

図：サービス全体図



2. 実施方法と工夫点

2-1. 匿名加工情報の適正な加工

2-1-1. 具体的な加工方法

本事例において、生命保険会社は保険契約者の属性データ、健診データ、およびライフログ等を匿名加工情報にしている。加工基準は、個人の特定につながらないかという観点で策定し、加工方法は次表のとおりである。

表：加工方法の具体的手法

項目	加工方法
属性データ	
年齢・生年月日	k-匿名化をベースとした加工（同じ属性の組合せを持つ個人が複数以上になるように加工）
性別	k-匿名化をベースとした加工（同じ属性の組合せを持つ個人が複数以上になるように加工）
住所	市町村単位までに加工（一般化）。また母数が少なく匿名性が確保できない地域は削除
職種	加工前のデータがいくつかの区分に分類されたデータであるため、該当者数が少ない職種を「その他」に加工している
年収	加工前のデータがいくつかの区分に分類されたデータであるため、加工なし
顧客 ID	ハッシュ関数による変換をして、別 ID に置換え
保険契約に関する情報	
保険種類	加工なし
払込保険料	千円単位に置換。またトップコーディング、ボトムコーディングにより外れ値を処理
健診データ	
検査値	外見（身長、体重等）に関する情報は、外れ値を処理（トップコーディング、ボトムコーディング）
健康増進プログラムに関する情報	
ライフログ（歩数、運動時心拍数等）	加工なし
ポイント獲得状況	加工なし

2-1-2. 加工における工夫点

< 匿名加工情報作成支援の外部委託 >

本事例では第三者提供するデータの性質を鑑み、個人特定性低減のために k-匿名化をベ

ースとした加工により匿名加工情報作成を行った。また、匿名加工情報作成において外部の知見を獲得することを目的に、匿名加工情報作成の支援業務を大手 IT ベンダーへ外部委託した。具体的には、委託先の大手 IT ベンダーや共同研究機関と匿名加工情報の加工方針を協議して決定し、それに基づき委託先の匿名加工情報作成の汎用パッケージソフトを活用して実施した。なお、委託先からの情報漏えい防止策として、委託先の作業員には委託元の社内で作業してもらっている。

<個人特定できないことに配慮した加工処理>

加工方法については、個人特定につながる情報を排除した上で本事例の匿名加工情報の利用目的を阻害しないよう、自社、共同研究機関、および委託先の三者で検討を行った。

健診データ等の匿名加工化については、本事例時点で公表されていた個人情報保護委員会のガイドラインや個人情報保護委員会事務局レポート等でも具体的な事例が掲載されており、それを参考にした。

【ポイント】

- ü 匿名加工情報の加工方法は外部委託先と協議して決定した。
- ü 委託先からの情報漏えい防止措置を設ける。
- ü 個人の特定につながりそうな特異なデータや外れ値は除外。
- ü 匿名性を確保するために属性情報の k-匿名化を行う。

2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置

2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点

法令、ガイドライン、およびそれらに則して作成された全社横断的な細則に従い、外部記憶媒体（USB）に保管して所定の場所に施錠保管したり、加工方法等情報へのアクセスや閲覧できる職員を限定している。

2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点

法令、ガイドライン、およびそれらに則した社内規定に従って対応している。生命保険会社では、社内で全社横断的な個人情報に関する細則を定めており、匿名加工情報の取り扱いについてはその細則を参考に各部署で対応を行っている。

また、匿名加工情報は外部ネットワークと遮断された専用端末に格納されており、そのアクセス権についても業務上必要な職員のみとしている。

現在の匿名加工情報の利用目的は上記のとおりだが、今後の他用途への展開については、現時点の匿名加工情報の取り扱いを適用するのではなく、コンプライアンス部門に相談することとしている。

【ポイント】

- ü 法令、ガイドラインの要点をまとめた社内規定を作成する。
- ü 業務上必要な職員にのみ匿名加工情報へのアクセス権を付与する。
- ü 他用途で使用する場合は、コンプライアンス部門に相談する。

2-3. 匿名加工情報の作成時の公表

2-3-1. 作成時の公表における工夫点

法令、ガイドライン、およびそれらに則した社内規定に従って対応している。

2-4. 匿名加工情報の第三者提供

2-4-1. 第三者提供における工夫点

生命保険会社が共同研究相手へ第三者提供した匿名加工情報の取扱いについては、両者で作成した契約に従い、研究機関において個人情報と同水準の安全管理を講じることになっている。なお、匿名加工情報の提供は、対象データ群を暗号化した上で外部記憶媒体（USB等）に保存し手交する。

【ポイント】

- ü 第三者提供先の匿名加工情報管理の水準を契約で定める。
- ü 他用途への転用禁止や再移転の禁止を契約で定める。
- ü 提供の際にはデータの暗号化や外部記憶媒体での手交等の安全管理に配慮する。

2-5. 識別行為の禁止

2-5-1. 社内における工夫点

法令、ガイドライン、に従って対応している。

2-5-2. 第三者提供先における工夫点

特段の対応無し（法令に基づいて第三者提供先における識別行為は禁止される）

3. 今後の予定等

個人情報保護の観点重視しつつ、匿名加工のノウハウを活用したデータ利活用を進め

ていく。

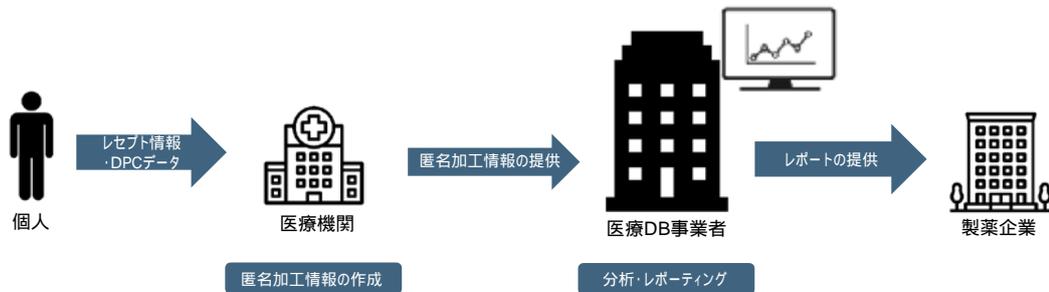
事例 2 医療 DB 事業者による医療データの利活用事例

1. 活用の実績

本事例では、医療 DB 事業者が、医療機関にてレセプト（診療報酬明細書）のデータや DPC(Diagnosis Procedure Combination) ¹のデータを基に匿名加工されたデータの第三者提供を受けている。

医療機関における薬剤の処方実態データ（レセプトデータの一部）を入退院に係るデータ（DPC データの一部）と匿名加工情報とした上でデータベースを構築し、医療 DB 事業者は薬剤の効用や副作用の分析し、製薬企業に対して提供している。

図：サービス全体図



2. 実施方法と工夫点

2-1. 匿名加工情報の適正な加工

2-1-1. 具体的な加工方法

急性期の入院患者を受け入れている医療機関では、入退院年月や病名等の情報が含まれる DPC データを作成している。

本事例では、これらのレセプトデータや DPC データを、医療機関において匿名加工して、医療 DB 事業者にて分析やレポートニングを行っている。

本事例において、医療機関が加工する主な情報の項目および匿名加工の際の加工方法は、次表のとおりである。前提として医師等により入力される文字列が入る可能性のある項目は一部を除き削除される。

表：加工方法の具体的手法

項目	加工方法
属性情報	

¹ 「Diagnosis Procedure Combination」の略で、急性期病院における入院時医療の包括払い制度のもとで収集される、診療情報の全国統一データのこと。

氏名	すべて削除（項目削除）
生年月日	生年月日に加工したデータを受領し入院時年齢に変換。かつ、100歳以上のデータは一律「100歳以上」としている。
性別	加工なし
電話番号	すべて削除（項目削除）
郵便番号	上3桁のみに変換（下4桁を削除）
各種保険証に関する情報	保険者番号（健康保険事業の各運営主体を指す番号）のみに変換
医療情報	
傷病名	傷病名コードを受領し、保有する傷病名マスタを当て込み名称を再定義
処置情報	加工なし
薬剤名	加工なし

ケースによっては、加工処理が必要となる場合もあることに留意が必要

2-1-2. 加工における工夫点

< 個人情報保有元での匿名加工 >

本事例では、匿名加工情報の分析は医療 DB 事業者が行っているが、加工処理は医療 DB 事業者ではなく、個人情報を本人から取得する医療機関で行っている。匿名加工情報への加工方法については医療 DB 事業者が医療機関へ告知し同意を得た上で、匿名加工用のソフトウェアを作成し、同ソフトウェアを医療機関に提供している。そのため、医療 DB 事業者では、加工対象となる個人情報を保有していない。

なお、医療機関で複数の個人情報を匿名加工情報作成前に突合する場合は、医療機関内における患者 ID 等で紐付けを行ったうえで、紐付け実施後に当該番号を削除し、新規に仮 ID を発行することで匿名性を確保している。

【ポイント】

- 加工方法は医療 DB 事業者が医療機関に告知し、同意を得た上で決定している
- 匿名加工用のソフトウェアを医療 DB 事業者で作成して医療機関に提供し、匿名加工情報の作成は医療機関が担っている
- 複数のデータを突合する場合には、紐付け後に紐付けに用いた ID 等を削除し、新規に仮 ID を発行している

< 個人特定性に配慮した加工 >

本事例で加工する医療データは、傷病名や生年月日等を加工した場合でも、組み

合わせによっては一意に個人を識別できてしまう可能性がある。そのため、データセットに応じた加工方法を選択している。

【ポイント】

- ü 対象のデータセットの特徴に鑑みて、加工方法を選択している

2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置

2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点

加工方法等の情報へのアクセスは社内の特定期限の限られた人員のみに制限している。

2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点

匿名加工情報は、匿名加工情報に求められる安全管理措置の上乗せで、社内規定レベルにおける個人データと同等のレベルで管理している。たとえば、匿名加工情報にアクセスできる社員は限定している。

【ポイント】

- ü 匿名加工方法等の情報にアクセスできる社員は限定している
- ü 個人データと同等レベルの安全管理措置をとったうえで管理している
- ü 匿名加工情報にアクセスできる社員は限定している

2-3. 匿名加工情報の作成時の公表

2-3-1. 作成時の公表における工夫点

法令に従い、匿名加工情報の第三者提供の公表を行っている。公表内容については、事前に弁護士に照会したうえで精査した。

なお、公表するデータ項目の中には医療分野の専門用語が含まれている場合があり、そのような用語には注釈を付けて補足説明を行うことで分かりやすくしている。

【ポイント】

- ü 公表内容について、事前に弁護士に相談した
- ü 専門用語を使用する際には、必要に応じて補足説明を追記している

2-4. 匿名加工情報の第三者提供

2-4-1. 第三者提供における工夫点

統計情報やレポートを第三者提供するときとは異なり、匿名加工情報の第三者提供先には、社内での取扱いと同様に、個人データに準じる安全管理措置を求めており、その内容を契約に盛り込んでいる。

【ポイント】

- ü 第三者提供先の匿名加工情報管理の水準を契約で定める

2-5. 識別行為の禁止

2-5-1. 社内における工夫点

識別行為の禁止等について、匿名加工情報を取り扱う担当者だけでなく、社内の全社員に対して研修を実施している。

3. 今後の予定等

個人情報保護の観点を重視しつつ、匿名加工のノウハウを活用してより有益な情報となるように、加工方法を検討していきたい。

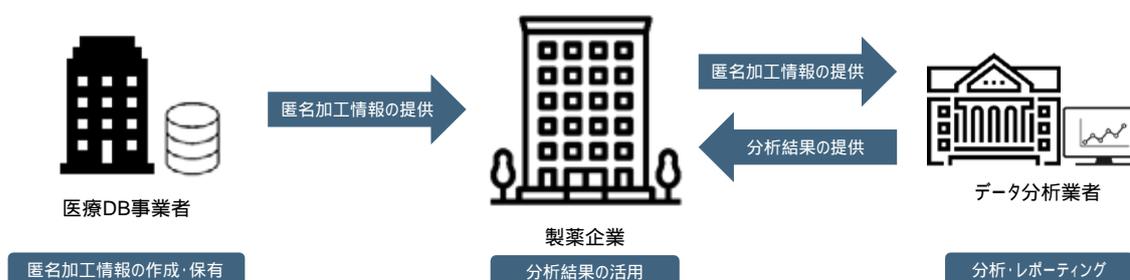
事例 3 製薬企業による医療データの利活用事例

1. 活用の実績

本事例では、医療 DB 事業者が保有する匿名加工情報について製薬企業が提供を受け、利活用を行っている。近年レセプトデータ等の医療データの二次利用環境が整備されているが、医療 DB を活用することで、医師から直接データを収集するという従来方法と比較して、より効率的にデータの収集・分析を行えることから、活用を推進している。

具体的には、医療 DB 事業者から提供を受けた匿名加工情報をデータ分析業者に第三者提供し、薬剤の安全性評価等に活用している。

図：活用全体図



2. 実施方法と工夫点

2-1. 匿名加工情報の適正な加工

2-1-1. 具体的な加工方法

本事例では、製薬企業は自社での匿名加工情報の作成は行っておらず、加工済みの匿名加工情報を医療 DB 事業者から取得している。本事例において医療 DB 事業者が取り扱っている匿名加工情報の項目および匿名加工の際の加工方法の一例は、次表のとおりである。

表：加工方法の具体的手法

項目	加工方法
属性情報	
氏名	すべて削除（内容削除）
生年月日	生年月日データを受領し、年齢に変換（日の情報は含まれない） かつ 100 歳以上の患者は、一律 100 歳として処理
性別	加工なし
身長	加工なし

体重	加工なし
医療情報	
傷病名	受領した傷病名コードを事業者のマスタに当て込み
処置情報	加工なし
薬剤名	加工なし
臨床検査結果データ	(一部病院のみ)単位の調整

ケースによっては、加工処理が必要となる場合もあることに留意が必要

2-1-2. 加工における工夫点

< 匿名加工情報の取得 >

本事例では、製薬企業は自社での匿名加工情報の作成を行わず、医療 DB 事業者で匿名加工されたデータを取得している。また、個人特定性のある特異なデータについては提供元である医療 DB 事業者側で削除している。

【ポイント】

- ü 自社で匿名加工を行わず、既に加工済みのデータを取得する。
- ü 特異なデータは削除。

2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置

2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点

本事例の事業者では匿名加工情報の作成を実施していない。

2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点

匿名加工情報を格納している電子媒体にはパスワードを付与し、入退室管理された社屋内で保管している。

【ポイント】

- ü 上乗せで個人情報と同等レベルの安全管理措置をとったうえで管理している

2-3. 匿名加工情報の作成時の公表

2-3-1. 作成時の公表における工夫点

本事例の事業者では匿名加工情報の作成を実施していない。

2-4. 匿名加工情報の第三者提供

2-4-1. 第三者提供における工夫点

法令、ガイドラインに従って対応している。

2-5. 識別行為の禁止

2-5-1. 社内における工夫点

個人情報は取り扱わずに匿名加工情報のみを活用している。また、1回の分析には1事業者から取得したデータのみを用いることで、複数事業者から取得したデータを組み合わせることで分析することによる個人特定性の増加を回避している。

【ポイント】

- 複数事業者から取得したデータを組み合わせず活用しない。

2-5-2. 第三者提供時の工夫点

提供先での識別行為を防止するため、データ分析業務に関する手順書を作成し、これを遵守してデータを取り扱うことを提供先に求めている。

【ポイント】

- データ提供先向けにデータ分析業務に関する手順書を作成

3. 今後の予定等

現在は主に承認済み医薬品の効果分析に対して匿名加工情報を活用しているが、将来的には創薬分野にも活用したいと考えている。薬剤の組み合わせに応じて病気の進行具合がどのように変化するかを分析することで、薬剤の効能を高めることができるのではないかと考えている。

その他、医療データ分析の拡大（利用データの幅を広げる）や、高度化（機械学習、NLP（自然言語処理））等の新規技術の活用を目指している。

これに向け、匿名加工実施前のデータベース間の相互連結とそれを可能にする医療用IDの活用や、電子カルテ内のテキスト情報の匿名加工と第三者提供が可能となるような環境の実現を期待している。

NLP（自然言語処理）とは：人間が日常的に使っている自然言語をコンピュータに処理させる一連の技術であり、データベース内の情報を自然言語に変換したり、自然言語の文章をより形式的な（コンピュータが理解しやすい）表現に変換するといった処理を指す。

事例 4 不動産開発事業者によるポイントカードデータの利活用事例

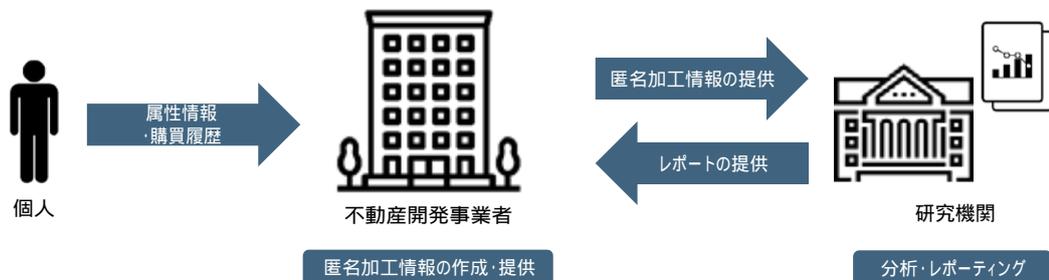
1. 活用の実績

本事例では、不動産開発事業者が地域限定で発行しているポイントカードの登録情報や利用履歴データを匿名加工し、研究機関に第三者提供している。また、研究機関ではポイントカードの匿名加工情報と、大手 SNS における、ポイントカードが利用されているエリアに関する不特定多数の投稿データを組み合わせて、SNS を用いたキャンペーンによる販促効果の分析を行っている。

具体的には、利用履歴データによって店舗間の回遊状況や年齢・時間帯による購買動向を分析している。一方、SNS 投稿データによって分析対象地域の位置情報タグが設置された投稿や店舗アカウントによるキャンペーン情報への反応、その他 SNS ユーザーの興味・関心を分析している。上記二種類の分析結果を組み合わせることで、SNS キャンペーンに対するポイントカードユーザーの感度や販促効果を分析し、キャンペーン内容のブラッシュアップや地域の魅力度向上に活かすことを指向している。

なお、本事例は大規模な商業施設における利用者の属性情報・購買履歴を取り扱う。

図：サービス全体図



2. 実施方法と工夫点

2-1. 匿名加工情報の適正な加工

2-1-1. 具体的な加工方法

本事例において、加工する主な情報の項目および匿名加工の際の加工方法は、次表の通りである。

表：加工方法の具体的手法

項目	加工方法
属性情報	

氏名	すべて削除
生年月日	年齢に変換
性別	加工なし
住所	都道府県単位に変換
保有ポイント	加工なし
利用履歴	
商業施設名	加工なし
店舗名	飲食店等、店舗種別に加工
購入金額	加工なし
日時	時間帯別に加工

2-1-2. 加工における工夫点

< 個人特定性に配慮した加工 >

本事例では、他のデータとの組み合わせによって個人特定性が增大する可能性のあるデータについては、あらかじめ加工方法を注意深く確認することで、個人特定性に配慮している。たとえば、店舗名と日時が詳細に分かると、同じ時間帯に同じ店舗を訪れるリピーターが特定されてしまう可能性がある点に配慮している。

【ポイント】

- ü 個人特定性のあるデータが含まれていないかどうかをあらかじめ確認した上で、もし含まれている場合には加工方法を検討する。

2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置

2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点

法令に従い安全管理措置を講じている。なお、措置の内容は上乘せで個人情報と同じ水準での安全管理措置を講じている。具体的には、該当する情報に対して、情報漏洩防止のためのアクセス権限制御や従業員の教育等の安全管理措置を実施している。

2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点

匿名加工情報にアクセスできる社員は限定している他、匿名加工情報を保管しているフォルダには社用の PC および回線を使用してのみアクセス可能としている。

【ポイント】

- ü 個人情報と同等レベルの安全管理措置をとったうえで管理している
- ü 匿名加工情報にアクセスできる社員は限定している
- ü 匿名加工情報にアクセスできる環境は、社用 PC および回線に限定している

2-3. 匿名加工情報の作成時の公表

2-3-1. 作成時の公表における工夫点

法令・ガイドラインに従って対応している。

2-4. 匿名加工情報の第三者提供

2-4-1. 第三者提供における工夫点

匿名加工情報の第三者提供先には、2-2 で挙げた社内における安全管理措置と同等の水準での安全管理措置を求めており、その内容を契約に盛り込んでいる。

【ポイント】

- 第三者提供先の匿名加工情報管理の水準を契約で定める

2-5. 識別行為の禁止

2-5-1. 社内における工夫点

個人情報を取り扱う部署と匿名加工情報を取り扱う部署は明確に分離している。また、アクセス権を管理することで、社員が両方の情報にアクセスできる事態が発生しないようにしている。

【ポイント】

- 個人情報を取り扱う部署と匿名加工情報を取り扱う部署を明確に分離
- データへのアクセス権の管理・制限を実施し、社員が両方の情報にアクセスできる事態が発生しないようにしている

3. 今後の予定等

人流データをポイントカード利用履歴と組み合わせて分析することを検討している。具体的には、街の中にビーコンを設置し、提携アプリがダウンロードされているスマートフォンから位置情報を取得することで、訪問者がどのようなルートで街を回遊しているかを分析することを計画している。また、上記データとポイントカード利用履歴を組み合わせることで、店舗の近くを通る可能性があり、かつ購買可能性が高い人に対してダイレクトマーケティングを行うことも検討している。

事例 5 住宅事業者による電力データの提供事例

1. 活用の実績

本事例では、住宅事業者が自社の契約住宅から取得した HEMS(Home Energy Management System)²データを匿名加工し、データ分析会社等の第三者に販売提供している。

データ分析会社等は、受領データに含まれる消費電力等の電力に関するデータから、消費電力の予測等の分析を行っている。その際、匿名加工情報には含まれない、日照量等の統計データと組み合わせて分析することも考えられる。

図：サービス全体図



2. 実施方法と工夫点

2-1. 匿名加工情報の適正な加工

2-1-1. 具体的な加工方法

住宅事業者は HEMS から取得した、住宅面積や家族人数等の属性情報と、消費電力量等の履歴情報を紐づけたうえで匿名加工を行っている。加工基準は、「個人情報保護委員会事務局レポート」に掲載されている「電力利用履歴の事例」を参考にし、当レポートに加工方法が記載されているデータ項目についてはそれに準じている。

本事例において、住宅事業者が加工する主な情報の項目および匿名加工の際の加工方法は、次表のとおりである。

表：加工方法の具体的手法

項目	加工方法
属性情報	
表示器 ID	ハッシュ関数による変換をして、別 ID に置換え
郵便番号	下 4 桁を削除
住宅面積	4 区分 (100 m ² 未満/100 ~ 120 m ² 未満/120 ~ 140 m ² 未

²家庭で使う電力等の使用量の確認や自動制御によって、電力を節約するシステムのこと

	満/140 m ² 以上)に置換え
家族人数	4 区分 (1 人/2 人/3 人/4 人以上)に置換え
太陽光発電容量	4 区分 (3kW 未満/3 ~ 4kW 未満/4 ~ 5kW 未満/5kW 以上)に置換え
給湯器種別	加工なし
分岐ブレーカ名	内部で定めた手順に従って加工
履歴情報	
消費電力量	極めて大きい消費電力量の表示器の情報を削除
売電量	加工なし
買電量	加工なし
発電量	極めて大きい発電量の表示器の情報を削除

本事例では「加工なし」だが、丸め処理またはトップコーディングが推奨される事例もある。

2-1-2. 加工における工夫点

< 加工方法の決め方 >

加工方法については、個人を特定できるかという観点を重視して、「個人情報保護委員会事務局レポート」を参考にして検討した。

データ分析会社等から、「個人情報保護委員会事務局レポート」で示されている加工基準より緩い基準の加工を施したデータを求められた場合は、特定の個人が識別されてしまう可能性に鑑みて、データの提供を断った。

【ポイント】

- ü 加工方法は「個人情報保護委員会事務局レポート」に準じ、当レポートの加工基準を下回るレベルで加工されたデータで提供が求められた場合には、データの提供を断念した

< データ内容に応じた匿名加工 >

本事例では、「分岐ブレーカ名」が特殊なデータ項目となっているため、「分岐ブレーカ名」の内容に応じて加工漏れがないように独自の加工手順を確立した。「分岐ブレーカ名」は個人が独自に設定することができるため、自らの名前を用いたり（例：「Taro」）、そのブレーカが設置されている場所の特徴を用いたり（例：「長男の寝室」）する可能性がある。そのような場合、特定の個人が識別されてしまう可能性があるため、削除や置換え等の適切な加工を行っている。

この「分岐ブレーカ名」の加工方法については、加工漏れがないように独自の加工方法を作成している。

【ポイント】

- ü 「分岐ブレーカ名」は氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれる可能性があるため、加工漏れがないように独自の加工基準を作成した。

2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置

2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点

法令に従い安全管理措置を講じている。なお、措置の内容は上乗せで個人情報と同じ水準での安全管理措置を講じている。

2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点

匿名加工情報は、社内規定レベルにおける個人情報と同等のレベルで管理している。たとえば、匿名加工情報にアクセスできる社員は限定しており、また情報システムによる漏えい検知も行っている。

【ポイント】

- ü 個人情報と同等レベルの安全管理措置をとったうえで管理している
- ü 匿名加工情報にアクセスできる社員は限定している
- ü 情報システムによる漏えい検知を行っている

2-3. 匿名加工情報の作成時の公表

2-3-1. 作成時の公表における工夫点

法令に従い、匿名加工情報の第三者提供の公表を行っている。法令で定められた公表事項に加え、消費者の理解を得られるかどうかを念頭に置き、データの利用目的や具体的な保護措置（加工方法）も記載している。

また、匿名加工情報の作成・第三者提供に関するページへの到達性を高めるために、自社ホームページのトップページから 1 クリックで該当ページに遷移できるように、トップページの下部にリンクを設けた。

【ポイント】

- ü 法令で規定されている公表事項に加え、利用目的や保護措置も記載している
- ü ホームページのトップページから 1 クリックで遷移できるようにしている

2-4. 匿名加工情報の第三者提供

2-4-1. 第三者提供における工夫点

第三者に提供する外部記録媒体（DVD-ROM 等）の表面に、格納されているデータが匿名加工情報であることが一目でわかるようにラベルを貼りつけている。また、第三者提供時のメールでの連絡時にも、提供したデータが匿名加工情報であることを明示し、注意を促している。

また、第三者提供先との契約には、匿名加工情報の利用目的について一定の制限を設けており、契約に当たって、自社としてどのように HEMS データを活用したいのか、というスタンスを示している。

【ポイント】

- ü 匿名加工情報の第三者提供にあたっては、提供データが匿名加工情報であることが一目でわかるようにしている
- ü 第三者提供先での利用目的に一定の制限を設けている

2-5. 識別行為の禁止

2-5-1. 社内における工夫点

匿名加工情報には必要以上の人が触れられないように、管理している。

3. 今後の予定等

個人情報保護の観点重視しつつ、匿名加工のノウハウを活用した、HEMS データのさらなる活用方法の模索を進めていく。

作成した匿名加工情報は、不正競争防止法で規定される「限定提供データ」に指定して、ビッグデータ活用の観点から知的財産としての保護を講じている。